

国 河 環 保 第 1 号
平成23年5月11日

各都道府県、政令市 河川主管部長 宛

国土交通省河川局
河川環境課河川保全企画室長

効果的・効率的な河川維持管理の推進について

1. 適切な河川維持管理につきましては、河川整備が進められてきた中で、益々重要な課題となっています。そのため、貴都道府県及び政令市には、「効果的・効率的な河川の維持管理の実施について」（平成19年4月25日付国河治保第3号河川保全企画室長通知）により、特に重要な河川をモデル河川として選定し、河川維持管理計画（案）等を作成し、試行的な取り組みをお願いしてきたところです。今般、国が管理する河川においては、別添のとおり、河川砂防技術基準維持管理編〔河川編〕（平成23年5月11日付国河情第1号国土交通省河川局長通知）（以下、「河川砂防技術基準」という。）に基づいて河川維持管理計画を作成し、それに基づき効果的・効率的な河川維持管理を推進していくこととしています。

つきましては、貴都道府県及び政令市におかれましても、これまでに作成を進めて頂いた河川維持管理計画（案）に基づく効果的・効率的な河川維持管理の実施について、引き続き取り組んで頂くとともに、今後は河川砂防技術基準等を参考にして河川維持管理計画の作成・充実にさらに努めて頂くようお願いいたします。なお、国においては河川維持管理の具体的内容は、河川維持管理計画に記載することから、河川維持管理の実施計画については、維持修繕の予算に係る各年度の手続きに併せて確認することとしています。

2. 「都道府県等管理河川における維持管理状況定期調査の試行について」（平成21年3月3日付国河治保第8号河川保全企画室長通知）は、多大なるご協力を頂きました。本調査等を通じて得られました知見等については、河川砂防技術基準の検討に活用させて頂きました。また、河川法第9条又は第10条に基づき都道府県知事又は指定都市の長が管理することとされた区間の河川（以下「都道府県等管理河川」という。）における河川維持管理の技術基準に関しては、さらに充実させていく必要があるため、

都道府県等管理河川における河川維持管理を通じて得られる技術的知見等を集積していく所存です。そのための実施要領等については、後日お知らせしますので特段のご協力をお願いいたします。

また、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

なお、「効果的・効率的な河川の維持管理の実施について」（平成19年4月25日付国河治保第3号河川保全企画室長通知）は、廃止します。